

歯科医師国家試験出題基準の利用法

はじめに

歯科医師国家試験は、歯科医師法第9条に基づいて、「臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について」行われる。第9条にいう「知識と技能」とは、臨床研修歯科医師として歯科医療に第一歩を踏み出し、指導歯科医の下でその任務を果たすのに必要な基本的知識及び技能であると考えられる。

その内容を具体的な項目によって示したのが、歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）（以下「出題基準」という。）である。歯科医師国家試験の妥当な内容、範囲及びレベルを確保するため、歯科医師試験委員（以下「試験委員」という。）は、この基準を踏まえて出題する。ただし、出題内容に関する最終的な判断は、試験委員会が行うものとする。

したがって、出題基準は歯学部卒前の歯学教育で扱われる内容の全てを網羅するものでなく、これらの教育のあり方を拘束するものでもない。

利用方法

1. 「必修の基本的事項」、「歯科医学総論」及び「歯科医学各論」の関係性

「必修の基本的事項」は「歯科医師として必ず具有すべき基本的最低限度の知識及び技能」であることから、歯科医師として必要な基本的知識及び技能（土台となる知識及び技能）とする。「歯科医学総論」と「歯科医学各論」は、「必修の基本的事項」を土台として構成される、歯科医師として必要な専門的・臨床的知識及び技能とする。このような関係性を基本とする。

2. 大・中・小項目、備考

- (1) 大項目は、中項目を束ねる見出しを示している。
- (2) 中項目は、疾患や事項等の包括的な概念等、又は、小項目を束ねる見出しを示している。
出題範囲という観点から配列されているため、必ずしも学問的な分類体系と一致するものではない。
- (3) 小項目は、疾患や事項等中項目より詳細な内容を示している。
小項目の記載がない場合は、中項目について標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容が出題範囲となる。また、教科書等に記載がない場合においても、臨床現場で必要とされる新しい情報等については、試験委員会の判断で出題できるものとする。
- (4) 備考は、小項目に関する内容のうち、特に重要な事項や補足的な説明等とする。ただし、必ずしも出題範囲を限定するものではない。

3. 出題範囲の考え方について

歯科医師国家試験の妥当な内容、範囲及びレベルを確保するため、試験委員は、この基準を踏まえて出題する。ただし、出題内容に関する最終的な判断は、試験委員会が行うものとする。

4. ブループリント（歯科医師国家試験設計表）

(1) 必修の基本的事項

「必修の基本的事項」では、各大項目に出題割合を記載している。これは、「必修の基本的事項」における全問題のうち、当該大項目に関する出題割合を示している。

(2) 歯科医学総論、歯科医学各論

「歯科医学総論」と「歯科医学各論」では、各章に出題割合を記載している。これは、「歯科医学総論」または「歯科医学各論」における全問題のうち、当該章に関する出題割合を示している。

5. その他

(1) 同一事象に対し異なる表現がある場合には、括弧書き等によってどちらも使用可能とした。試験委員会の判断で、括弧内・外の語を適宜使用できる。なお、括弧は以下のルールに基づいている。

- () 直前の語の説明 例；SOAP(主観的所見、客観的所見、評価、計画)
- < > 直前の語の同義語 例；国際生活機能分類<ICF>
- [] 新旧語の並列 例；自閉スペクトラム症[自閉症スペクトラム障害]
- { } 省略しても意味または分類の変わらない語
例；Blandin-Nuhn{腺}嚢胞

【例】 「主な検査項目の表記」における表示の例示

例；Gram 染色 【例】 喀痰の Gram 染色標本

(2) 人名を含む語の表記は、原則、原文表記を行う。